国民健康保険被保険者のみなさまへ

交通事故や傷害事件などにあったら・・・

交通事故や傷害事件など第三者（自分以外の人）が原因として治療を受けることになった場合でも、国民健康保険（国保）をつかうことができます。

ただし、

・仕事上の病気やケガ
・犯罪行為や故意の事故
・けんかや泥酔による病気やケガ

などは、国保が使えないことがあります。



早めに届出を（国民健康保険法施行規則第32条の６に規定）

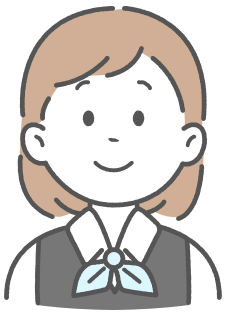
交通事故や傷害事件などで国保を使って治療を受けるときは、必ず「第三者行為による被害届」を保険係に提出してください。「第三者行為による被害届」は担当窓口にあります。

【※注意】

交通事故等で国民健康保険によって診療を受けたにもかかわらず、届出やなんの連絡もないような場合は、給付の制限など不利益な取り扱いを受けることがありますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

・マイナ保険証または資格確認書
・印鑑
・事故証明書（後日でも可）



示談の前に必ずご相談を

加害者から治療費を受けとったり、示談をすませてしまうと、その取り決めが優先して、国保が立て替えた医療費を加害者に請求できないことがあります。

その場合、あなたに返還していただくことがありますので、まず保険係にご相談ください。